入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年10月3日

支出負担行為担当官

中国四国防衛局長　芹澤　　清

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　34

○第29号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　岩国飛行場（H26）南側排水機場新設土木その他工事

⑶　工事場所　山口県岩国市(米軍岩国基地内)

⑷　工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。

【土木工事】

・排水ポンプ施設（計画排水量約6.0㎥／ｓ）一式

・地盤改良工事　一式

・仮設工事　一式

・舗装工事　約2,000㎡

【建築工事】

・排水施設新設　鉄筋コンクリート造地下１階地上１階建て　延べ面積　約270㎡×１棟

・消火ポンプ室新設　鉄筋コンクリート造平屋建て　延べ面積　約100㎡×１棟

【設備工事】

上記に係る電気、機械、通信工事一式

⑸　工期　平成28年12月26日まで。

⑹　使用する主要な資機材

【土木工事】

ブルドーザ、バックホウ､ダンプトラック、クローラークレーン、バイブロハンマ、アスファルトフィニッシャ

排水ポンプ機器（3.0㎥／ｓ×２基）　一式、既製杭及びセメント杭　約620本、アスファルト合材　約230ｔ

【建築工事】

コンクリート　約1,000㎥､鉄筋　約100ｔ、ガラス　約６㎡

【電気工事】

照明器具　40台、引込盤等　３面、受変電設備（屋内）200KVA等

【機械工事】

消火用ポンプユニット　１台、走行クレーン（10ｔ）１台、オイルタンク（21kℓ）１台等

【通信工事】

19インチラック　１台、ＬＡＮ用スイッチ１台等

⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

⑻　本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。)の提出時に「(建築工事）型枠工事の全て、鉄筋工事（鉄筋材料費を除く。)の全て、左官工事の全て」に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費含む。)について記載した見積（以下「見積」という。)を提出するものとする。詳細は入札説明書による。

⑼　本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の監理技術者又は主任技術者からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

⑽　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては中国四国防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

⑾　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(平成26年10月３日付支出負担行為担当官中国四国防衛局長）に示すところにより、装備施設本部長から岩国飛行場（H26）南側排水機場新設土木その他工事に係る特定建設工事共同企業体として、資格審査結果通知書を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。)であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない。

⑵　装備施設本部長から「土木一式工事」に係る一般競争（指名競争）参加資格で級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望している（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については､手続開始の決定後、再度級別の格付を受けている。)。

⑶　装備施設本部長が算定した「土木一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上である。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、1,000点以上である。

⑷　単体及び共同企業体の代表者は、平成11年度以降入札公告日までに、元請けとして、吐出量が1.8㎥／ｓ以上の排水ポンプ施設を施工した実績を有する（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)。

代表者以外の構成員は、平成11年度以降入札公告日までに、元請けとして、吐出量が0.6㎥／ｓ以上の排水ポンプ施設を施工した実績を有する（共同企業体の構成員としての実績は､出資比率が20%以上のものに限る。)。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。)(以下「地方防衛局等」といい、旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。)が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。詳細は入札説明書による。

⑸　工事全般の施工計画が適正である。

⑹　次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。)を当該工事に専任で配置できる。

ア　主任技術者は、２級土木施工管理技士、２級建設機械施工技士又はこれらと同等以上の資格を有する者である。

なお､「これらと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・建設業法（昭和24年法律第100号）第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者。

イ　監理技術者は、１級土木施工管理技士、１級建設機械施工技士又はこれらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者である。

また、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

ウ　平成11年度以降入札公告日までに元請けとして、吐出量が0.9㎥／ｓ以上の排水ポンプ施設を施工した経験（１契約当たり）を有する（共同企業体の構成員としての実績は､出資比率が20%以上のものに限る。)。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

⑺　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び技術資料の提出期限の日から開札の時点までの期間に、中国四国防衛局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達)」(施本第1605号(ＣＰ)。 6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていない。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でない。